

令和3年度予算編成方針

令和2年11月2日
安芸太田町

目次

■ はじめに ～経済状況と国の動き	1
■ 本町の財政状況と今後の見通し	1
■ 予算編成の基本方針	3
■ 予算編成日程	5
■ 要求基準	6
■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項	6
■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出項目）	7
【参考】令和元年度決算監査における監査委員の指摘事項（抜粋）	10
【参考】令和元年度決算審査特別委員会における委員長の指摘事項（抜粋）	11

■ はじめに～経済状況と国の動き

現在の国内景気の状態について、内閣府が公表した10月の月例経済報告においては、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」とされ、先行きについても、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される一方、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響にも注視する必要があるとしている。

このような景況を踏まえ、国は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り抜き、その上で、感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現する。そのための主要施策について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、経済財政諮問会議で議論される大きな方向性と重点課題に沿って、新たに設置した成長戦略会議において、改革を具体化するとしている。

なお、国は、令和3年度予算編成において、現時点で先行きが予見できないことを踏まえ、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続きをできる限り簡素なものとしつつ、要求額については対前年度同額を基本とし、その上で、新型コロナウイルス感染症対応など緊要な経費については別に所要の要望を認めながら、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

■ 本町の財政状況と今後の見通し

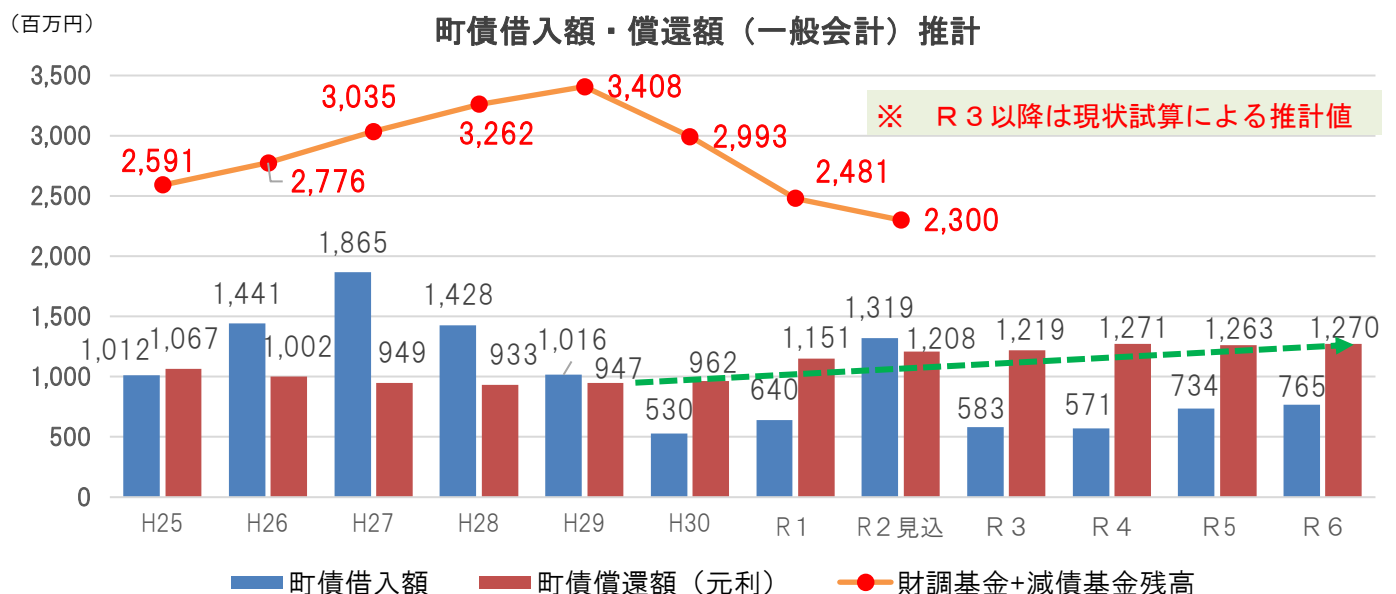
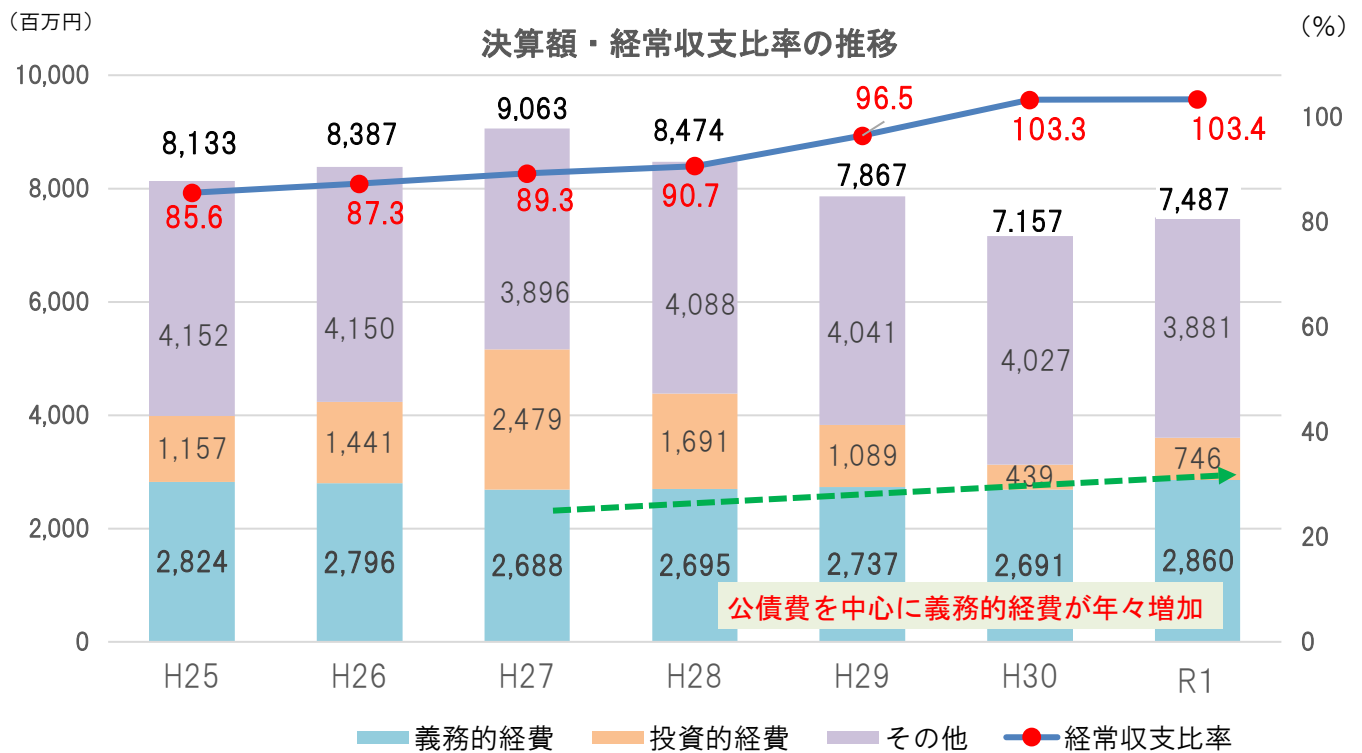
本町の財政状況については、歯止めのない人口減少による町税収入が右肩下がり減少している中で、歳入全体の半分を担う地方交付税に対する合併特例措置が令和元年度で終了したことや、近年の学校統廃合などの大型公共事業に伴う大規模な起債償還に対応する公債費の増加等をうけて、財政調整基金の取り崩しによる歳入不足を補うといった大変厳しい財政運営を行わざるを得ない状況である。

令和元年度決算数値における財政指標についても、将来負担比率が65.5%から62.4%となり、昨年度に続いて改善しているものの、実質公債費比率は前年度から2.3ポイントも悪化して12.6%に、経常収支比率も103.3%から103.4%と上昇して、2年続けて100%を超える水準となったほか、財政力指数も引き続き県内ワーストの0.20となるなど、実態として財源の余裕や、財政構造の弾力性がない状態が続いている。

特に、公債費については、令和元年度決算値で約11億5千百万円となり、前年度に比べて、約1億8千9百万円、率にして8.4%の増加となるなど、この公債費の増加は、現状の起債残高における償還が落ち着く令和7年度までは続くと思われ、義務的かつ多大なる財政負担として、今後の起債管理が大きな課題となっている。

なお、本町の財政調整基金の残高は、令和元年度末で約 21 億 7 千万円であり、前年度と比較し、約 5 億円減少し、多額の起債償還の負担増も相まって、今後も一層厳しい基金管理による財政運営が避けられない状況である。

また、新型コロナウイルスの影響で見込まれる税収減や、地方交付税を含む一般財源の減少等により、本町の財政運営がこれまでもない厳しい状況に置かれる可能性が高くなっており、新年度の予算編成においては、ポスト・ウィズコロナへの適切なる対応を前提に、これまでも増して既存事業の点検と見直しを行い、増大化する歳出の抑制を図りながら、持続可能な町財政の実現を目指さなければならない。



■ 予算編成の基本方針

令和3年度の予算編成では、新型コロナウイルス感染症による経済の低迷を念頭に、本町の向こう5年間の施策展開の羅針盤となる「第2次長期総合計画後期基本計画」や「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）による新たな地方創生の取組等を効果的に進めていくことを基本に、それらの計画に掲げた施策等の達成・実現状況の検証結果や、前年度までの決算状況等を踏まえ、これまでも増して、「成果指向の行政運営」や「歳入予算規模に応じた事業編成」の徹底を図るとともに、令和2年5月からスタートした本町新体制における新たな施策・ビジョンの重点的かつ効果的な実施展開等をめざしながら、一方で、増大化する公債費などの義務的経費の抑制等を適切に実行しうる財政運営を行うため、次の考え方を基本に予算編成を行うこととする。

これらの施策展開やそれを支える財政運営等によって、本町で生活する住民の皆様が、これまでも増して、各施策の効果（成果）を実感・評価し、本町に安心して暮らし続けていただくため、職員一人一人が強い意識と実行力を持って、各施策を計画的かつ着実に実行し、行政評価指標等の達成に向けて、一丸となって取り組むこととする。

1 第2次長期総合計画後期基本計画・第2期総合戦略に沿った施策展開の徹底

令和3年度は、第2次長期総合計画後期基本計画や第2期総合戦略に掲げられた施策の展開について、令和2年度の取組状況を十分に検証した上で、これまで以上に成果指向を徹底し、次年度に行うべき取組等に関する具体的な事業目標を設定し、その達成に向けた計画的かつ効果的な戦略を立て、短期的な検証等（PDCA）を重ねながら、実効性を確保した取組を進める必要がある。

とりわけ、令和2年5月からスタートした本町新体制における新たな施策・ビジョンによって重点化（※骨太プログラム）された取組分野・事業については、政策的に優先した予算配分を行うこととする。（※ 戦略的重点指定枠の中で別途指示する）

そのため、中長期的な視点で将来の町の姿を想定し、これまでの各施策単位における「目的（領域、目標）」に、ズレ、ギャップ等が生じていないか、また、新たな課題や目標の設定の必要性はないかを検討し、必要な事業費を十分に精査して要求を行うこと。

2 「新たな日常」の実現に向けた行財政運営の推進

本町の歳入予算のほぼ半分を占める地方交付税が令和2年度から一本算定化されたことに加え、増大化する公債費等を踏まえ、次年度予算編成に当たっては、一層の歳出抑制を基本とした行財政運営が求められるとともに、ポスト・ウィズコロナへの適切なる対応として、「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化等に的確かつ効果的に対応しなければならない。

そのため、新たな変化に対応しつつ将来においても安定的に行政サービスを提供できるよう、歳出の大胆な見直しを図り、成果の乏しいソフト事業等の廃止や、遊休資産の除却（賃借用地の返還を含む）、人件費の削減等を計画的に進めながら、限られた財源を有効に活用した予算原案の作成に努めること。

3 事業の選択と集中、新規事業の提案・事業見直し

従来の施策をゼロベースで検証し、内容のブラッシュアップを図るとともに、事業効果の乏しい取組については思い切って打ち切りを検討するなど、事業の選択と集中を進めること。

特に、事業成果が見込まれる新たな施策提案や事業見直しがあれば、前向きに予算配分を検討するので、今後の事業展開の見通しや成果目標について説明できるよう、事前の準備を進めながら要求を行うこと。

4 エビデンスに基づく効果的な政策形成と事業の構築・推進

効果的な政策形成を踏まえた予算編成を行うため、事業の構築・推進に当たっては、その事業の妥当性を裏付ける客観的な事実や実証結果などのエビデンスに基づき行うこと。加えて、検証可能な成果目標を設定するとともに、事業との因果性を明確にすること。

5 後年度財政負担の軽減（公債費等の抑制等）

持続可能な財政基盤を確立し、健全で安定した財政運営を行っていくためには、年々増大化する公債費の抑制を図ることが欠かせない命題となっているため、過疎対策事業債をはじめとする町債発行額の計画的かつ効果的な縮減に努めながら、経常的収支の改善を図ることとする。

そのため、起債対象事業費については、真に必要な事業規模や事業の質等を十分に精査して、要求を行うこと（起債対象事業については、これまで以上に、事業の優先順位を設定）。

◀ 継続的な取組事項等 ▶

◇ 要求額の精度の向上

金額や計上漏れのチェックだけでなく、予算費目にも目を配り、補正や流用の縮減を図ること。また、前年度予算額のコピーではなく、ゼロベースで事業の見直しに取り組むとともに、事業ニーズを予め関係先に照会するなどして要求額の精度を高め、年度末の不用額の発生を抑制すること。加えて、関係官庁の施策動向や民間による助成金制度等を十分研究し、事業に適した特定財源の確保に努めること。

◇ 外部委託における範囲の精査・価格競争の徹底

年次計画の更新等については、全てを外部機関に委ねるのではなく、自前で作成することを基本に、必要最小限の範囲（アンケートの収集や高い専門性が求められる分析作業等）に極力限定するとともに、参考見積を徴する際は、複数者に依頼することで、経費の縮減と契約事務の透明性を図ること。

◇ 役割分担の明確化と成果指標の共有

関係機関が各々に果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。また、外郭組織や指定管理先団体については、それらのパフォーマンスを存分に引き出し、緊密な連携も図りながら、町政と一体となった成果指標を設定させ、施策目標の達成にあたること。

◇ 議会、監査等の指摘への対応等

議会の審議や監査等を通じてこれまでに指摘を受けた事項については、問題を解消するための措置を予算要求に反映するなど、的確に対応すること。

■ 予算編成日程

(1) 令和3年度当初予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
11月2日(月)	課長会議「予算編成方針」発表
11月9日(月) 予定	戦略的重点指定(候補)事業の提示(財政担当・企画課)
11月19日(木)	戦略的重点指定事業(候補)に係る調書の提出期限
11月20日(金)～12月4日(金)	戦略的重点指定事業ヒアリング
12月10日(木)	戦略的重点指定事業の指定
12月10日(木)～12月22日(火)	新年度当初予算要求書財務会計システム入力期間
12月23日(水)～1月8日(金)	財政とりまとめ処理 査定資料作成
1月12日(火)～1月25日(月)	総務課長・財政担当ヒアリング
1月26日(火)～1月28日(木)	総務課長・財政担当ヒアリング集計処理
1月29日(金)～2月3日(水)	副町長調整(ヒアリング)
2月8日(月)～2月12日(金)	町長査定(ヒアリング)
2月15日(月)～2月18日(木)	査定内示書の通知・各種予算議案の作成

(2) 並行する令和2年度補正予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
10月28日(水)～11月5日(木)	12月補正予算要求書財務会計システム入力期間
11月9日(月)～11月19日(木)	12月補正予算ヒアリング
～1月28日(木)	3月補正予算要求書財務会計入力期間
2月3日(水)～2月5日(金)	3月補正予算ヒアリング

■ 要求基準

要求区分	内 容	要求基準額
① 義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人件費(報酬含む)に係る経費(新規事業は除く) ○ 公債費に係る経費 ○ 扶助費(20節及び措置委託料のうち法定扶助に限る)に係る経費 ○ 法定等による義務的な繰出金に係る経費(人件費、公債費及び基準内繰出に限ることとし、詳細資料の作成が必要) ○ 継続費、債務負担行為、長期継続契約に基づく経費 	※所要見込額 (要経費精査)
② 法的義務負担経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令等に基づく義務経費 ○ 国の法令等により支出が義務づけられた経費 	R元年度決算額、 R2決算見込額を 踏まえた所要見 込額
③ 老朽公共施設保全 活用経費	○ 公共施設の安心と安全の確保を図る観点から、改修計画を策定したもののうち新年度執行が緊急性かつ効果の高い修繕改修であると町長が認めたもの(③-1)	補助事業は年度 計画明示額の範 囲内で措置
	○ 計画化されていない維持修繕費は原則的に抑制(③-2)	0円ベース
④ 戦略的重点指定枠	○ 後期基本計画や第2期総合戦略の実施において、特に重点的に事業執行を行う必要がある事業(新規事業を含む)と町長が認めたもの(戦略的重点指定事業ヒアリング対象)	※所要見込額 (要経費精査)
⑤ 投資的経費	○ 普通建設事業費は年度計画に予定されていたものに限る ※ 起債計画や財政推計に事前に反映してあること	計画額のみ
⑥ その他の事業経費	○ 上記要求区分①～⑤以外の事業経費等	R2年度当初予算 額の95%の範囲 内で措置(関係事 業費全体で換算)

■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項

特別会計及び企業会計については、一般会計の編成方針に準じた予算編成が求められるとともに、それぞれの設置目的に沿った事業運営を進めるため、一層の合理化や効率化を進めた上で、自律的な運営に努めること。

特に一般会計からの「繰出金」については、合併特例措置の終了に伴う地方交付税の減額をはじめ、公債費の大幅な増加等により、一般会計が厳しい財政状況におかれていることを踏まえ、可能な限り、一般会計繰出金に依存しない財政運営に努め、一層の経費節減や効率化を推し進め、独立採算の原則を堅持すること。

■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出細目）

（1）歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、経済の状況、国・県の制度改正及び新たな経済対策を含む補助金・交付金の動向、前年度実績、法令等を十分検討の上、積極的に財源の確保を図ること。

さらに町有財産の有効活用や売却処理など、新たな財源の確保に努めるとともに、少額であっても遺漏なく計上すること。また、負担の公平性の観点から債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取り組みを強化すること。

科 目	予算要求上の留意点
① 町 税	令和元年度決算及び令和2年度の決算見込みを基に、最新の経済・景気動向を見極め、税制改正等にも注視し、予算割れすることがないように、确实と見込まれる収入を見積もること。 なお、町税は歳入の重要な財源であり、その収入状況は行財政運営に多大な影響を及ぼすことから、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。
② 使用料・手数料	町内の公平性を精査しつつ、関係法令等の動きを十分に踏まえた上で、適切な料金設定を基本に、必要な見直し等を行うとともに徴収率の向上を図ること。 なお、見直し等を行う場合は、近隣市町や国県の動向を掌握し、比較対比できる資料を作成すること。（特別会計を含む）
③ 分担金・負担金	事業の性格、実施規模及び受益の程度等を十分に検証し、適正な費用負担を原則とし、他市町の実態等も調査の上、确实な見込み額を計上すること。
④ 国・県支出金	各種法令や制度改正など、補助対象事業の新採択要件に注視し、可能な限り補助財源の確保に積極的に努めること。 特に新規案件については、その対象事業の内容等を見極め、後年度の一般財源負担にも留意し、その必要性や事業効果等について十分に検討すること。
⑤ 交付税・譲与税 各種交付金	国が定める地方財政計画やその動向を十分精査・検討の上、不足額が生じないように適切に見込むこと。
⑥ 町 債	引き続き臨時財政対策債を含めた地方債総額を公債費以下とすることを目標に、地方債残高の縮減に努めていく。 事業費要求に当たっては、適債の検証と対象事業費の精査を十分に行った上で、過疎計画など起債根拠となる計画の内容を確認し、未計上の場合は企画課と調整の上、計画の変更議決を当初予算と並行して行うこと。
⑦ 財 産 収 入	財産収入については、現況を的確に把握し、財源の確保に努めること。 特に遊休資産の処分については、財政健全化の基本的な取組事項と位置づけ、加えて有効活用について幅広く検討すること。
⑧ 基 金 繰 入 金	財政調整基金の繰入を極力抑えることを厳とする。仮に新規事業等の財源確保において、国・県補助金や起債では賚れない部分が生じる場合は、特定目的基金と併せて、総務課財政担当と協議して充当することとする。
⑨ その 他 諸 収 入	ふるさと納税の推進や広告・看板収入等の募集など、新たな財源確保に向けた取組については、これまで以上に、各所属の創意工夫の中で積極的に推進し、確保可能な収入について漏れなく計上すること。なお、年度途中で科目を追加して収入処理をしているものについては当初予算に必ず計上すること。 また、延滞金については、その徴収実態と法令根拠を整理し、公平性に留意しながら適切に対応すること。

(2) 歳出に関する事項

歳入に見合った歳出が予算の基本であるという認識のもと、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、後年度に負担を強いることのないよう、歳出の抑制に努めること。

また、先例にとられることなく、事業の廃止・縮小を含めた見直しを積極的に進めること。

(ア) 科目別要求基準

科目	予算要求上の留意点
① 人件費	<p>人件費については、厳しい財政状況を鑑み、継続的な縮減の取組が必要であり、各所属においては、適切な事務改善や事業見直しを行い、特に時間外勤務については、効果的な縮減策を講じること。</p> <p>積算に当たっては、人事院勧告と採用計画を反映すると共に行政コストという意識をもって計上すること。また、非常勤特別職については、業務内容等を精査して要求すること。</p>
② 普通建設事業費	<p>財政状況を鑑み、全体の事業費が抑制されるよう、優先順位の見極めを前提に、執行すべき事業量の調整を行うなど計画性をもって要求すること。特に施設の建設や改修などの新規事業については、事業の必要性や規模、後年度コストなどを明示した事業計画を作成するとともに、本町公共施設等総合管理計画との関係・位置づけを明示すること。</p> <p>継続事業についても、後年度事業計画を明示し、具体的な諸計画(規模の根拠・収支計画・財源内訳・住民ニーズ等)を添付すること。</p> <p>※建物や機械設備の大修繕、改築等 130 万円以上は、「工事請負費」へ計上すること</p>
③ 物件費	<p>■ 総額で令和2年度当初予算比「10%減」とすること。</p>
報償費	<p>謝礼、記念品、参加賞等については、その意義や目的に照らして形骸化しているものや職員が講師対応できるものは、全てゼロ査定とする。</p>
旅費	<p>必要最小限の日程・人数にとどめ、極力節減に努めること。実務研修等については、職員資質の向上、スキルアップ効果を具現化すること。効果的な県外出張は認めることとするが、当初計画を必ず明示すること。有料道路通行料(ETC料金)については片道利用を前提として計上すること。</p>
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・「消耗品費」は、前年度比で最大限の抑制を図る要求とすること。 ・「燃料費、光熱水費」は、前年度決算数値を基に精査し、節減に努めること。 ・「食糧費」は、講師等は報償費への転換とし、全て認めない。 ・「印刷製本費」は、重複抑制や非効率なものの廃止など、抜本的な見直しを図り、行政文書も広報誌やカレンダーへの掲載やホームページの積極的活用を図ること。 ・「修繕料」は、数年間の決算額を基に、計画性をもって適正額を要求すること。予期しない緊急修繕対応の考え方も、数年間の所要額を精査する中で、積算根拠を示すこと。
委託料	<p>指定管理委託業務の再点検や実績報告、町内民間企業の受注機会の創造や内容・金額とともに十分精査し、徹底した見直しを図ること。</p>
役務費	<p>通信費は実務的な抑制に努めるとともに、保険料の精査、実績のない手数料等は削減すること。</p>
備品購入費	<p>投資的経費を除き、極力、予算要求は行わないこと。また年度末に購入するなど、積極的活用が認められない実態があるものは、ゼロ査定とする。</p>
使用料及び手数料	<p>事務機器・電話機等の新規リース料は、一括契約でコピー機等の見直しや更新を実施しており、総務課と必ず協議して的確な額を計上すること。なお、コピーパフォーマンス料の抑制を図るため、不必要なコピーを避けたり、資料の簡略化やペーパーレスを実施すること。また、遊休地の土地賃借契約については、時限を定めた非継続の契約形態に見直すなど必要経費の最適化に努めること。</p>

④ 負担金補助及び交付金	町費単独の負担金、補助及び交付金は、原点に立ち返って、補助目的、事業内容、事業効果等を精査し、制度の継続性を整理し、必要に応じて補助率等の見直しを検討すること。 特に新規の補助事業等については、補助目的・補助対象を明確にし、町の役割の明確化と事業効果を十分精査して制度化を検討すること。
⑤ 扶 助 費	過去2年分の決算額及び令和2年度決算見込額を対比し、過大見積とならないよう的確に要求すること。特に法定外の町単独で行う給付については、定住対策・子育て支援の実態や効果を十分に調査・検討し、変更する場合は新規事業として、前もって提出すること。また、国・県補助金の翌年度償還金と比べ過大な枠要求は認めない。
⑥ 償 還 金	決算実績を踏まえ、特に2～3月に精算処理を行うものについては、年度平均額や対象者数の動向を見据えて見込額を基金繰入金とともに計上しておくこと。
⑦ 繰 出 金	企業会計においては、独立採算性を基本とし、基準外繰入金は精査の上で要求すること。
⑧ 公 債 費	起債管理システムを基に、元金及び利子の計算を行い、必要額を計上すること。
⑨ 予 備 費	2,000万円とする。特別会計において、突発的修繕費を計上する場合においては、基金繰入金とセットで予備費枠を増額しても差し支えない。

(イ) 歳出共通事項

- ① 法令に基づく事業は法令の根拠を明確にすること。
- ② 算出根拠のない要求（一式〇〇万円等）は認めない。
- ③ 財源内容を明確にすること。混在する場合は、財務会計の予算要求項目毎の文頭に【国補助】【県補助】【単町】など、明確に記載しておくこと。
- ④ 当初予算の要求もれによる補正や流用が増加傾向にあることから、過去の流用調書も精査して、要求もれがないように留意すること。
- ⑤ 外部団体等に関連する予算要求についても、本町の予算編成方針を徹底すること。
- ⑥ 継続事業において、決算審査や指摘のあった事業は、見直しに係る詳細な改善計画を提示すること。改善が見られない場合は、スクラップ事業扱いとする。

(ウ) 特別会計に関する事項

特別会計の予算編成に当たっては、基本的に、一般会計の基準と同様に行うものとするが、個々の会計の目的や性格を再度認識し、自己財源の確保を図り、法令上特に定めのあるもの及び繰出し基準に定めるものなど、制度上の繰入金を除き、財源不足を安易に一般会計に求めることなく、事業の徹底した見直しと事業収入の確保に努めること。

なお施設修繕で緊急対応や補正予算化した例のある会計は、予備費の要求額を加算し、かつ財源は特定目的基金を充当するものとして計上して差し支えない。

(エ) その他

要求額の集計後に減額目標に達しない場合は、別に予算減額を提示する。

【参考】令和元年度決算監査における 監査委員の指摘事項（抜粋）

1 不用額について

不用額は、経済的、効率的な執行や経費の節減によるもののほか、入札による残額や事業の未執行によるもの、また、予算作成後の予見し難い事情の変更によるものなど多様であるが、事業によっては多額の不用額が発生している事例が見受けられた。

来年度予算作成の際には、決算の実績や正確な事業計画に基づき必要最小限の予算計上に努めるとともに、経費削減等により限られた財源を有効に活用されたい。

なお、入札残等により早期に不用額が確定した場合においては、予算の補正を行い効果的な年度予算の執行に努められたい。

2 予算流用について

流用については、平成28年度の実態に鑑み、以前に指摘事項として記載したところであったが29年度、30年度では、大きく減少してきていた。

しかし、令和元年度については、前年度より増加しているため、今後とも、当初予算編成時からの精査、事業執行状況の把握、十分な予算管理に努め、適正な予算執行を求める。

3 収入未済額の整理について

収入未済額は年々増加しており、このような多額の収入未済額は、町民に不公平感を抱かせるだけでなく、納付意欲を低下させるものである。そして、時間の経過とともに回収が困難になることから、該当者に対する連絡の時期と頻度等を再度検討し、滞納金の早期回収に努める必要があり、納付意識の喚起を図り、回収率の向上に向けた全庁あげての取組を進めるとともに、自主財源の確保と未収金の縮減に向けた一層の努力に取り組まれたい。

なお、不納欠損処分については、滞納者の状況を十分調査し、法令等の趣旨に沿って引き続き厳正に対処されたい。

4 公共施設等の管理計画の推進について

平成29年3月の管理計画策定後、その進捗状況が懸念されているが、課題も多く、施設の老朽化への対応、旧鉄道資産の除却対応などには財政負担のリスクも大きい。

しかし、その中であっても、上下水道などインフラの整備はライフラインを確保する上で最も重要であり、避けられない課題である。今後も財政的な年次計画とともに、効率的な取組を求める。

5 町有林、財産区有林の管理体制について

山林管理には幅広い知識や経験が求められ、また、次の世代へと継承されていく必要がある。

しかし、先を見通した山林管理という面に立ち、数年で担当職員が交代する実態の中、知識や経験の継承が懸念されるところであるため、昨年引き続き監査意見として付記する。

6 指定管理者の業務報告の聴き取り等について

指定管理者に業務を委託している場合、その業務が効果的かつ指定書通りになされているかについて、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、担当課において定期的に又は必要に応じて報告を求め、実地調査等により状況の確認をされたい。

7 災害への備え

全国では、過去の経験を超える豪雨災害が頻発している。昨年、令和元年中においては、特に度重なる台風の接近、上陸に伴う豪雨や強風により、各地で甚大な被害が発生した。そして、今年においても梅雨前線の停滞により、各地で大雨特別警報が発表されるなど、記録的な豪雨に見舞われ、今もなお、災害復旧作業が続けられているところである。

本町においては、近年、幸いにも大きな災害に見舞われていないが、令和2年度より危機管理室を設置したということもあり、各地の事例や対応を検証するなど、災害への取り組みを強化されたい。

今後も、各地の例や対応を検証され、また、議会からの指摘も多い各支所と本庁との連携を密に図られ、防災対策を進められたい。

【参考】令和元年度決算審査特別委員会における 委員長の指摘事項（抜粋）

1 財政状況について

令和元年度も緊縮財政が続き、大変厳しい財政運営を行わざるを得ない状況の報告を受け、異論のないところであるが、一方で考えさせられる意見で、高橋是清の財政に対する言葉の一部を紹介すると、緊縮という問題を論じるにあたって、まず、国の経済と個人の経済との区別を明らかにせねばならない。

儉約して貯蓄に回すのが個人の経済で結構な事であるが、国の経済は使うことで二十倍にも三十倍にもなって生産力を高め、それが経済成長を高めるといった財政の役割の一部を申し上げる。

2 ふるさと納税について

令和元年度の寄付件数は5,973件、寄付額は6,063万円となり、何れも前年度を若干下回った数字であるが、引き続き安定した寄付が寄せられている。そのため、今後も返礼品等の扱いには十分配慮し、寄付者との関係を密に保つための工夫に心がけていくことを求める。また、現在は、ふるさと納税のWebサイトも数多くあり、比較分析の必要性を申し上げる。

3 高速ブロードバンド加入件数の停滞について

契約解除抑制への働きかけを課題解決に挙げていることで申し上げますと、まず、インターネットを利用した行政サービスを提供することである。対面処理が当然のごとくの行政事務の運営に責任がないわけではない。オンラインサービス提供の仕組みに積極的に取り組んでいくことを強く求める。

4 地域おこし協力隊の定住について

定住に至った理由で「自然環境」は耳にする。次に言われているのが、「地域の人良かった」で応えは明快で分かり良い。その響きは、就農、就業、起業等においても共通で、エネルギー源の要素と成り得ていることを改めて考えさせられる。移住してこられる人への公平な対応が定住へ大きな影響があることも一考すべき。

5 長期総合計画の前期の評価等について

最大の目標は人口増加である。減少傾向の食い止めは、過去5年間の施策の成果では得ることができなかった。人口増加の成り得る要素は、雇用と良好な子育て・教育環境の影響が大きい。そのため、戦略として、コミュニケーション重視に更なる磨きをかけ、知恵と工夫で道を切り開き、後期は一体となった取組に期待する。

6 公共交通の現状と課題について

本町における課題は深刻で、高齢化による「交通難民」の状況を迎えている。このことを鑑みると、公共交通インフラを担う責任は免れない。

しかし、赤字でも公共交通事業を続けられるだけの恒常的な財源を確保できる保障はどこにもなく、「効率性」と「利便性」、「継続性」の観点から、法定協議会である地域公共交通会議での忌憚のない議論展開が必要である。

7 町有財産のデータベースの必要性について

町有財産において、これまでは、未利用財産の処分や、資産の有効活用を行ってきたが、人口減少、高齢化の進む中であって、現行化を図ることが必要と思われる。まずは、現況、経緯を含めた内容のデータベースを作成する必要がある。

なお、現状調査に当たっては、年数を重ねた不法利用や放置等を考え、経緯が分かる行政OB等の一時的な雇用等で専門的に行う必要がある。

8 税務管理事業について

自主財源の確保の観点から、町税は住民の生活を支える事業を行う基盤となる財源であり、適正に確保していくことがこれまで以上に求められる。一方、現状においては、新型コロナウイルス感染防止による影響で、住民に対して一段と厳しい中での徴収や滞納処理を行うことは微妙な問題があるが、税金の役割についての住民の理解を頂きながら、税收確保の適切な対応が求められる。

9 中小企業支援事業について

我が国の技術の発展は、中小企業の力が大きい。その中小企業に後継者の不足等による廃業が急増している。本町においても、町が株を所有する数少ない本町の資源を活かした製造会社が厳しい経営を強いられており、経営健全化の具体策を見出すことも困難な状況であるため、中小企業支援策について、様々な観点から早急に検討をしていく必要がある。

10 森林環境税に伴う作業事務の進め方について

森林環境税は、令和6(2024)年度から国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することになり、産業振興の観点から、本町にとって同税を率先して活用していく責任の位置づけは高く、十分に意識した取組を急ぐべきである。森林に関わることで旗を立てるべき自治体はどこであるか、本町であることの認識を強く持つことを指摘する。

11 再生可能エネルギーについて

今、SDGsを背景とした暮らしを目標に掲げ、未来へ向けての取組が2030年を区切りとして問われている。その中のひとつ、異常気象対策として、化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を図り、CO₂の排出削減を行うことが国を上げて求められており、本町の環境から考えられる木質バイオマス発電、風力発電等の計画が聞こえてきており、そのような再生可能エネルギーの活用について町民の理解を求め、進めていく必要性がある。

12 ICTの活用における教育について

教育の目的達成に向け、学習指導要領のツールとして、ICTの活用が社会の変革に伴って、加速を強めている。ICTの活用に求められることは、利用技術ではなく、あくまで非認知能力を高めるための活用で、目的は変わることはなく、未来を切り開くことを可能とする力の育成に期待する。

13 介護保険事業について

介護保険制度が始まって20年。想定外とも言える新型コロナウイルス感染の難題にぶち当たっており、第8期の計画策定に当たっては、ウィズコロナ禍で介護労働で顕在化した制度の問題点等について、しっかりと調査・分析を行い、切り抜けるための方策を検討すべきである。

14 安芸太田町病院事業について

決算に当たっての経営状況は、想定されたことから大きく逸脱した指摘は見当たらない。一方、コロナ禍の観点から、アフターコロナでの病院改革の構想は、これまでの常識が通用するとは考えられず、DX（デジタルトランスフォーメーション）は加速し、ニューノーマルでの対応が求められて、病院経営の舵取りは、今以上の負担を背負うことにもなりかねないが、継続できる病院事業に期待する。